

江戸川FFG規約

第1条（名称及び事務所）

本クラブは「江戸川FFG」（略称FFG）と称する。以下クラブとする。事務所を代表宅とする。

第2条（目的）

老若男女問わずサッカー・フットサルを主としスポーツを通じて指導者・選手の育成と心身の向上を図る

第3条（活動）

- 1、サッカー・フットサルを主としたスポーツ活動、他チームなどとの交流（活動拠点外の遠征も含む）
- 2、合宿（サッカー・フットサルに限らない）
- 3、レクリエーション（親子サッカー・バーベキュー・遠足 等）

第4条（指導者）

クラブ代表者からの任命があればクラブの指導者とする。

第5条（救護者）

練習・試合等の救護者はクラブ指導者の任命があれば救護者とする。

緊急の事故、怪我に関してはこの限りではない。

第6条（入部手続き）

入会希望者又はその保護者がクラブ規約、FFGシステム案内の内容に同意し、入会申込書を提出し必要な会費を添えて指導者に提出を完了する。

第7条（選手の資格）

スポーツ活動に適した健康状態であること。

スポーツ安全保険に加入する 不定期スクールは任意とする

第8条（諸費用）

入会金・年会費・保険料・月会費・登録費（協会登録時のみ）は別に定めるところにより納入する。

月会費はクラブから渡す月謝袋、または指定する振込先へ納入する。

入会金・月会費の年度途中の変更は行わない。

招待大会での参加費は参加した人数により参加費を徴収する。

各種イベントを開催した場合は参加者に参加費を徴収する。

第9条（自主退部・退部勧告）

自主退部連絡は必ず退部する前月に代表者に連絡を行う。

クラブ規約や趣旨に著しく違反や秩序を乱す行為があったとき、クラブ代表が退部勧告を行うことができる。

第10条（事故・ケガ等のアクシデント・盗難・紛失）

練習中、試合中及び行き帰りの道中に発生した事故、ケガ等に

ついては本人が加入するスポーツ安全保険の定める範囲内で処理するものとし、盗難紛失に関しても、部員、代表者、コーチ、保護者には一切の補償、責任を問わない事とする。

不定期スクールで保険加入されていない方の治療費等は全額自己負担とする。

第11条（引率）

基本的に引率を行わない。

イベント・合宿などの場合のみ引率を行う場合がある。交通費は各自負担とする

第12条（連絡方法）

携帯一斉送信を利用した「マメール連絡網」システムを利用する

緊急時等は携帯電話への連絡をする

第13条（練習・試合の中止や変更）

施設、グラウンド、天候状況により中止、もしくは会場や時間・曜日の変更の場合がある。
月の練習開催回数に満たされない場合は、指定の曜日以外での練習を行う場合と、
来月に繰り越して練習を行う場合がある

第14条（練習・試合観戦マナー・起用に関して）

試合や練習において本部へのクレーム、審判のクレーム、相手選手や相手チームへのクレーム、威嚇やネガティブな掛け声、サイドコーチングは行わないものとする。

出場選手や交代選手・または選抜活動推薦選手に関して指導者に一任する。入会者又は保護者が不服を申し出ない。

第15条（コースの変更）

入会者のコース変更は月単位で行うことができる。事前の連絡がない場合は前月のコースから変更ができない。

第16条（休会）

特別な理由がない限り休会は行えないものとする。

第17条（施行）

本規約は2016年4月より施行する。